

はしがき

起業する際、個人事業で始め、事業を継続・拡大する中で法人成りする場合もあれば、個人事業のままでも継続する場合があります。その選択の動機はさまざまだと思いますが、法人格の観点では、個人事業主は自然人（個人）の一つで、法人成りした場合は、法人（会社）とその代表者としての自然人（個人）の二つがあることになります。法人の場合、法人の債務は代表者個人と切り離されますが（経営者保証はありますが）、個人事業主の場合、事業における債務もプライベートにおける債務も法人格が一つですので、すべて個人の債務となります。

この大前提がある中、事業再生、事業承継、債務整理、倒産処理の分野では、基本的に法人を前提にした議論や制度設計が行われ、その際、個人事業主も対象にはなると案内されますが、実際にどうなのか、となると、エアポケットのように思われます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界中に蔓延した、いわゆるコロナ禍を経たわが国において、令和3年までは、政府が主導する各種コロナ対策により倒産が抑制されていましたが、令和4年以降、倒産事件（特に法人の破産）は増加に転じ、今も増加傾向が続いています。

このような状況下において、個人事業主の債務整理を検討する際、手続選択が重要となります。従前、個人事業主の債務整理については、筆者編著の『実践フォーラム 破産実務』（青林書院、2017年）において検討し、一口に「個人事業主」といっても、幅広いグラデーションがあり、事案処理における悩ましさを痛感しておりましたが、本書はこの個人事業主の債務整理を真正面から捉え、経営改善、事業承継、事業再生、私的整理、法的整理のとりうる選択肢を示し、考慮要素や留意点を解説しています（メニューを一覧できるように、一冊に情報を集約しました）。

その中で気になる点としては、近年、準則（ルール）がある私的整理の分

はしがき

野では、「経営者保証に関するガイドライン」や「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が活用され、これらのガイドラインは個人事業主も対象になるとされています。ただ、これらは主債務者の法人と連帯保証人の経営者を一体処理することを想定した規定ぶりとなっていますので（法人格が二つあることが前提）、冒頭で述べたとおり、すべてが自らの債務となる個人事業主の場合（法人格は一つ）にどのように適用されるのか必ずしもよく見えない状況にあります。今後の実務の積み重ねが待たれるところでもあり、過渡期にあるといえるでしょう。

また、近時、フリーランスとして働く方も増えており、働き方が広がっていますが、フリーランスも個人事業主と同様に取り巻く状況に変わりはないといえるでしょう。

本書は、大きく4章構成となっています。第I章の個人事業主総論で、個人事業主やフリーランスの特徴と法人の場合との違いを確認し、第II章で個人事業主の経営改善、事業承継、廃業の各場面をみます。そして、第III章で個人事業主の債務整理の選択肢をあげたうえで、その手続選択と各論を詳論し、最後の第IV章で個人事業主の債務整理と税務を取り上げます。個人事業主から相談を受けた場合に、全体像がわかるようコンパクトな一冊にまとめております。手続選択、事案処理の一助になればと思います。

本書の執筆者は、北から、宮城、千葉、東京、愛知、京都、大阪、岡山と全国から集まっています。コロナ禍での企画であったため、オンライン会議を定期的開催しながらの作業となりましたが、発刊に漕ぎ着けることができました。

最後に、本企画を快くお引き受けいただいた株式会社民事法研究会と、企画発案から本書の編集までご担当いただいた編集部の方南伸太郎氏および柗友輔氏に感謝申し上げます。

令和6年3月

弁護士 野村 剛司

▼ 第 I 章 ▼

個人事業主総論

1 個人事業主とは

(1) 総論

個人事業主とは、文字どおり「個人」で「事業」を行っている者をいいます。事業を行う者には、「法人」と「個人」があります。「法人」は法律によって人格が与えられた者で、株式会社、有限会社、合同会社などがありますが、「個人」は、屋号を用いることはあっても、かかる法人格をもっていません。「事業」とは反復、継続、独立している仕事のことをいいます。「反復」とは、その仕事を繰り返して行うことです。たとえば、店などの小売業であれば、商品を取引先から仕入れて、客に販売するという行為を繰り返して行うことをいいます。「継続」とは、その仕事を引き続いて行うことです。たとえば、家にある不用品をインターネット・オークションなどで販売する場合は、その1回だけでするので継続とはいわず、事業にはなりません。「独立」とは、かかる事業について、どこの組織にも雇用されていないことです。たとえば、サラリーマンは会社という組織に所属し、給料をもらいます。このように給料を得ることは事業とは異なります。

内閣府の「政策課題分析シリーズ17」²によれば、多様で柔軟な働き方を模索する中で、副業を容認する企業の増加、個人事業主が案件を獲得しやすいクラウドソーシングやSNS等のツールの増加、新型コロナウイルス感染症の影響やワーク・ライフ・バランスを求める主婦等の在宅ワークのニーズの高まり等の影響を受けて、雇用契約によらない働き方をする者、いわゆるフリーランスが増加しています。一口に個人事業主といっても、本業か副業か、従業員がいるかないか、士業、理容師・美容師、大工、飲食店等の伝統的自営業か否か、年齢、地域等によってそのあり方は多種多様であり、そ

1 平成18年の改正会社法施行に伴い、現在は有限会社を新しく設立することはできません。

2 内閣府ウェブサイト「政策課題分析シリーズ17 日本のフリーランスについて」(令和元年7月)を参照してください。

の定義づけが難しいこともあってか、公的統計やデータがこれまで整備されにくい状況にあり、制度の狭間に陥ることもあります。しかし、近年フリーランス³として働く者の存在感が大きくなっていることを受け、看過できない状況にあります。

コラム

フリーランスと個人事業主

昨今、働き方の多様化が進み、個人が「働く時間や場所を自由にしたい」といった理由から、Instagram 等を活用して、それぞれのニーズに応じた働き方を柔軟に選択できるフリーランスという選択をする人が増えています。フリーランスといっても、柔軟な働き方を選択している人の総称であるため、多種多様ではありますが、税務署に開業届を提出し、「個人事業主」として事業を営んでいることが多く、この場合には、フリーランスの方にも本書が活用可能です。なお、フリーランスのうち、従業員を使用しておらず、かつ、消費者を相手に取引をしていない者については、「特定受託事業者」として「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が適用される予定であり、このことからフリーランスとして働く個人事業主が今後も増加していくことが見込まれます。

(2) 個人事業主の業種による特殊性

業種によって個人事業主を選択することになるケースとしては、以下のようものが存在します。

① 社会保険加入の特例がある

理容・美容業などの生活衛生業、建設業（一人親方）

3 令和5年5月12日に、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備すべく、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が公布されました。施行日は、2024年秋頃（公布の日から起算して1年6カ月を超えない範囲内において政令で定める日）とされています。

▼ 第三章 ▼

個人事業主の債務整理

第1節 個人事業主の債務整理の方法概説

1 個人事業主の債務整理の特徴

(1) 個人事業主の債務

個人事業主が負担する債務には、借入金債務以外にも、買掛金債務、リース債務、労働債務といった事業用債務があり、消費税、社会保険料などの公租公課もあります。事業継続を前提にすると、事業継続に直接的な影響のない非事業用債務と直接的な影響のある事業用債務では、とりうる整理方法や整理の際の留意点が異なります。また、公租公課は破産によっても免責されないので（破253条1項1号）、公租公課の未納が多額にある場合にはその解消が大きな課題となります。個人事業主の債務整理においては、債務の性格、債権者の属性、事業継続の有無などの状況によって、選択すべき債務整理の手法が異なってきます（→56頁）。

(2) 給与所得者との比較——債務整理の原因と経済的再建

給与所得者の債務整理の原因は、給与減少、離職、浪費などをきっかけとして、収入と支出のバランスがとれず、借入れやクレジット債務が増加し弁済不能となることにあるといえます。

一方、個人事業主の債務整理の原因は、給与所得者と同様なケースもあるものの、事業収入の低迷から事業関連債務（事業資金としての借入金、買掛金、リース債務）が弁済不能となることが多いでしょう。

給与所得者は収入と債務を分離して、今の給与所得を前提に債務の弁済可能性や債務整理後の生計を考えることができますが（支出の整理による収支改善）、個人事業主は収入と債務が一体となっており、債務整理をするにあ

たり、両者の見直しを検討する必要があります（収入と支出の整理による収支改善）。すなわち、個人事業を継続するのであれば窮境原因を除去して収益改善が必要となりますし、個人事業を廃止するのであれば債務整理後の生計をどのように構築するかという視点での検討が必要となります。その意味で個人事業主の経済的再建のためには、単に債務（支出）を整理するだけでは不十分といえます。

(3) 法人との比較——租税債務と労働債務の非免責、規模の大小

法人は、破産すると最終的に法人格が消滅するため、租税債務や労働債務の未払いがあったとしても、債務整理手続完了後は支払義務を負う者は存在しません。一方、個人事業主は、租税債務や労働債務が免責されないため、破産して免責が許可されても引き続きこれらの支払義務を負っており、個人事業主の経済的再生を図るにあたっては租税債務や労働債務の滞納の有無が大きなポイントとなります。

また、一般に、個人事業主の事業規模は法人よりも小さいため、関与する専門家や金融機関の支援が法人と比較して十分ではなく、また、債務整理にあてられる手続費用も潤沢ではありません。そのため、法人と比較して債務整理の手法としてとりうる選択肢が少なくなる傾向があり、その制約の中で債務整理を実行しなければなりません。

2 債務整理手法

個人事業主が活用できる債務整理手法の概要は次のとおりです（〈図10〉参照）。手続選択については第2節を参照してください。

(1) 任意整理・リスケジュール

任意整理とは、裁判所や私的整理の準則を利用することなく、各債権者と個別協議を行い、合意により弁済額の変更や将来利息の免除などを受けて債

務を整理する手法です。弁済額を減額して弁済期間を延ばすことをリスクジュール⁵⁶といいます。

事業継続	可能
対象債権者	定めなし（選択可能）
利用要件	なし
成立要件	債権者との合意
債務整理の内容	債務の弁済方法の変更（分割弁済）
弁済	【弁済額】 債務額全額。ただし将来の利息および遅延損害金は生じない 【弁済期間】 債権者との協議による
資産換価	不要
住宅	残存できる
典型的な利用例	約定での弁済は困難だが全部または一部の債務の弁済方法を緩和すれば弁済可能となる債務者が、財産を処分することなく、債権者との合意により、弁済額を減額して将来収入から弁済を行う

(2) 特定調停

特定調停とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づき、支払不能に陥るおそれのある債務者の経済的再生に資するため、金銭債務に係る利害関係の調整のために行われる調停⁵⁷です。いわゆる多重債務者が貸金業者等の債権者を相手方として債務を整理するために申し立てるのが典型的でしたが、近時は以下二つの形でも活用されています。

第1に、日本弁護士連合会は、中小規模の事業者の抜本的な再生スキームとして特定調停スキーム（【手引1（一体再生型）】）を策定しています。民事

56 第一東京弁護士会消費者問題対策委員会編『08新版 クレジット・サラ金事件処理マニュアル』（新日本法規出版、2008年）などを参照してください。

57 加藤新太郎編『簡裁民事事件の考え方と実務（第4版）』（民事法研究会、2011年）などを参照してください。

第7節 再チャレンジ

1 再チャレンジの意義

個人事業主は、債務整理を行った後も生活は続いていきます。債務整理後に新たに起業を試みることで、雇用創出や地域経済の活性化という面もあることから、再チャレンジも一つの選択肢であるといえます。

「再チャレンジ」という用語自体の意味は多義的ですが¹⁵¹、ここでは、再起業の意味で「再チャレンジ」といいます。個人事業主として再起業する場合と法人を設立して再起業する場合との両者を含みますが、後述のとおり、制度によっては法人でないと利用できない制度もある点にはご注意ください。

2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」¹⁵²5(1)②では「開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開・廃業率10%台（現状約5%）を目指す」ことが目標として掲げられており、（再）起業を後押しすることは、国としての取組みの一部でもあります。その表れの一つとして、たとえば、商工会議所等に、「再チャレンジ支援窓口」ないし「早期転換・再挑戦支援窓口」が設置されているなど、各種の支援策が用意されています。

実質的にも、法人の経営者が経営者保証ガイドラインを利用して債務整理すると再チャレンジをしやすいのに、個人事業主だと、自身に帰属する固有負債だからというだけの理由で再チャレンジに支障が生じるとすれば、アンバランスといえます。

そこで、本節では、債務整理において再チャレンジを見据えた視点と、再チャレンジのために利用できる制度について紹介します。

151 たとえば、中小企業活性化協議会では、法人の廃業支援と保証債務の私的整理を念頭において「再チャレンジ支援」という支援類型を設けています。

152 首相官邸ウェブサイト「日本再興戦略」（平成25年6月14日）を参照してください。

2 再チャレンジを見据えた債務整理

(1) はじめに

再チャレンジをするためには、前提として、現在行っている事業の終え方が大事といえます。負債を整理しきれず残ってしまったり、事業を終える過程で人間関係を壊してしまうと、新たな事業を開始するのに障害となりかねません。

そのため、再チャレンジを見据えて債務整理をする場合には、債務整理が必要となりそうな兆候、具体的には資金繰りが厳しい見込みであったり、収益が継続して悪化している状況などに気づいて早めに対応することと、しかるべき専門家に相談して進めることが重要といえます。この点は、事業主が再起業をしない場合であっても、安定した生活を送るために必要なことです。

また、後述のとおり、再チャレンジにおける資金調達方法には一定の要件があることから、その要件を意識して債務整理を行うことが有用といえます。

(2) 七つのポイント¹⁵³

起業家の再チャレンジにあたっては、次の七つがポイントとされています。個人事業主の再チャレンジにあっても、ほぼ同様の点がポイントになると考えられますので、「会社」とある点は適宜「事業」と読み替えてください。

- ① 倒産する前兆に気づくためには、資金繰り・売上・経費の三つに着目すること
- ② 経営改善の方法が見つからない場合は、早めに会社を畳むことを検討

153 以下では、近畿経済産業局ウェブサイト「再チャレンジ起業家ガイドブック」(2021年)を参考にしています。

すること

- ③ 万が一の場合の破産に備えるために税金の支払分・労働債権・破産管財人のための費用分は残すこと
- ④ 会社の畳み方はさまざまで、どのように畳むのかの経緯にも気をつけること
- ⑤ 会社を畳む時には予期せぬトラブルが発生するため、機縁の範囲内にいる会社を畳んだ経験のある先輩起業家・専門家に頼ること
- ⑥ 会社を畳む際は事前にステークホルダーを整理したうえで、1社ずつ自社との関係性を整理すること
- ⑦ 会社を畳むことについて従業員に事前に丁寧話すことで従業員の心理的安全性を担保すること

以下、上記の七つのポイントそれぞれについて検討をしていきます。

(ア) 倒産する前兆に気づくためには、資金繰り・売上・経費の三つに着目すること

法人の債務整理の場合でも同様ですが、特に資金繰りについて、常に気を配っておくことが必要となります。

事業の収支が黒字であっても資金繰りが原因で事業が立ち行かなくなることはあり得ますし、債務整理をするにしても、資金繰りによって全体のスケジュールや選択肢が制約を受けることも多くあります。

早期に倒産の前兆に気づくことができれば、早期着手や適切な手続選択が可能となってきます。

個人事業主の場合、事業用の資金と個人の資金とが混在していることも多いため、日常的に「資金繰り・売上・経費」を特に意識的に区別し、管理・把握しておかないと、倒産の前兆に気づくのが遅れることに留意しましょう。

(イ) 経営改善の方法が見つからない場合は、早めに事業を畳むことを検討すること

経営改善だけでは対応ができないような場合は、本章で紹介しているよう

著者紹介

■編著者

野村 剛司（弁護士）

平成5年東北大学法学部卒業。平成10年弁護士登録（大阪弁護士会）。平成15年なのはな法律事務所開設。令和5年から日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会副委員長、令和4年から全国倒産処理弁護士ネットワーク専務理事。平成26年から28年司法試験考査委員（倒産法担当）。共著として、『破産管財実践マニュアル〔第2版〕』（青林書院）、『法人破産申立て実践マニュアル〔第2版〕』（青林書院）、『実践フォーラム破産実務』（青林書院）、『民事再生実践マニュアル〔第2版〕』（青林書院）、『未払賃金立替払制度実務ハンドブック〔第2版〕』（独立行政法人労働者健康安全機構賃金援護部審査課協力、金融財政事情研究会）、『実践経営者保証ガイドライン〔補訂版〕』（青林書院）、『基礎トレーニング倒産法〔第2版〕』（日本評論社）、『倒産法講義』（日本加除出版）ほか多数。単著として、『倒産法』（青林書院）、『倒産法を知らう』（青林書院）。

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満4-3-4 御影ビル2階

なのはな法律事務所

TEL：06-6311-7087 FAX：06-6311-7086

■執筆者

今井 丈雄（弁護士）

〒260-0021 千葉県千葉市中央区新宿2-2-9 ひぐらしビル201

今井法律事務所

TEL：043-241-8509 FAX：043-241-8613

大西 雄太（弁護士）

〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-11 丸芝ビル5階

大西綜合法律事務所

TEL：03-5473-0691 FAX：03-5473-0527

森 智幸（弁護士）

〒700-0818 岡山県岡山市北区蕃山町3-7 両備蕃山町ビル8階

岡山ひかり法律事務所

TEL：086-223-1800 FAX：086-223-1811

浅井 悠太（弁護士）

〒604-8166 京都府京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85-1 KDX 烏丸ビル 8階

浅井法律事務所

TEL：075-241-0571 FAX：075-241-0572

木下 清午（弁護士）

〒980-0812 宮城県仙台市青葉区片平1-2-38 チサンマンション青葉通り905

花咲み法律事務所

TEL：022-215-0303 FAX：022-215-0301

丸島 一浩（弁護士）

〒272-0033 千葉県市川市市川南1-9-23 京葉住設市川ビル 5階

弁護士法人リバーシティ法律事務所

TEL：047-325-7378 FAX：047-325-7388

尾田 知重記（弁護士）

〒450-6323 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

弁護士法人しょうぶ法律事務所

TEL：052-561-5550 FAX：052-561-7770

富田 信雄（弁護士）

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザ12階

弁護士法人関西法律特許事務所

TEL：06-6231-3210 FAX：06-6231-3377

個人事業主とフリーランスの債務整理ハンドブック

2024年5月21日 第1刷発行

編著者 野村 剛司
発行 株式会社 民事法研究会
印刷 藤原印刷株式会社

発行所 株式会社 民事法研究会
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16
〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258
〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278
<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえます。
カバーデザイン：関野美香

ISBN978-4-86556-618-5